

プロポーザルに関するQ&A

Q1 今回、この選定方式を採用する理由は何か。

A2 本事業は、国の予算を財源としており、その条件により令和10年度末までに完了する必要があります。資材価格の高騰や調達の不安定化が懸念される中、この期限までの確実な事業執行を図るため、設計者と施工者等を一括で選定する方式を採用するものです。これにより、施工者のノウハウを設計段階から反映させるなど、両者の緊密な連携のもとで円滑かつ効率的な工程・コスト管理を実現し、早期の事業完了と効果の発現を目指します。

Q2 コンソーシアムの組合せの例を示せ。

A2 設計者、工事監理者、施工者（建築）、施工者（電気設備）及び施工者（機械設備）の5者による組合せを基本として、さらに以下の例が考えられます。なお、全ての業務を同一の者が兼ねることはできません。

【基本パターン】 （凡例 ○：代表者）

○施工【建】 + 施工【電】 + 施工【機】 + 設計 + 監理
※JV可 ※JV可 ※JV可

例①：設計と工事監理を同一の者が兼ねる。（計4者）

○施工【建】 + 施工【電】 + 施工【機】 + 設計・監理

例②：3工種（建築、電気、機械）の施工を同一の者が兼ねる。（計3者）

○施工【建・電・機】 + 設計 + 監理

例③：3工種（建築、電気、機械）の施工に加え、設計も同一の者が兼ねる。（計2者）

○施工【建・電・機】・設計 + 監理

※ 上記は、全ての例を示しているものではありません。

Q3 プロポーザルの公告時点から建設工事の契約時点まで1年以上の期間が見込まれているが、その間における資材価格や労務費等の上昇分は工事の契約金額に反映されるのか。

A3 建設工事の契約の基礎となる設計価格（予定価格）は、設計業務における積算の段階で、可能な限り工事契約時点に近い最新の単価を適用して算出するため、その間の物価変動分については、工事の契約金額に反映されることとなります。

なお、工事契約後における物価変動への対応については、県営建設工事の規定及び運用によるものとします。

Q4 設計段階において、急激な物価変動等の影響により、工事の設計価格(予定価格)が予算上限額の範囲内に収まらない見込みとなった場合、どのような対応となるのか。

A4 設計価格については、予算上限額の範囲内に収めることを基本としますが、急激な価格高騰等の影響により対応が困難と見込まれる場合は、速やかに発注者と協議するものとします。

なお、この場合においても、追加の予算措置は原則として行わないため、予算上限額の範囲内で、施設規模の縮小を含む設計内容の見直し等により対応することとなります。

Q5 業務工程計画表の工期は、どのように評価されるのか。また、資材調達の困難等により当初想定した工程が遅延する場合の対応はどのようなになるのか。

A5 業務工程計画表に記載する工期の長短は、審査における直接的な評価の対象とはしませんが、工程計画の妥当性や工程効率化に関する取組については、定性評価項目「工程管理」の評価において参考とします。

なお、受注者の責によらない事由により、工程の遅延が避けられない場合には、速やかに発注者と協議するものとします。